

仕 様 書

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）における患者の療養環境及び効率的な病院経営のために具備すべき寝具類の賃貸借は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 用語の定義

- (1) 「賃貸人」とは、本仕様書に従い寝具類を賃貸する者をいう。
- (2) 「借借人」とは、名古屋市立大学をいう。
- (3) 「延べ入院患者数」とは、毎日 24 時現在の在院患者数に、その日の退院患者数を加えた数の合計をいう。ただし、未熟児室を除くものとする。
- (4) 「外来患者用寝具延べ供給組数」とは、毎日 24 時現在の供給されている外来患者用寝具組数をいう。
- (5) 「職員用寝具延べ供給組数」とは、毎日 24 時現在の供給されている職員用寝具数をいう。

2 供給内容

賃貸人は、この仕様書に従い、別表 1 の仕様明細に定める寝具（以下「寝具類」という。）を病院へ継続して供給するものとする。

3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（公立大学法人名古屋市立大学契約規程第 50 条に基づく長期継続契約）

4 供給組数等

- (1) 寝具類の設置が必要なベッド数は、次のとおりとする。増減がある場合は、病院は賃貸人に通知し、通知後 7 日以内に賃貸人は、その増減に応じた寝具類を用意するものとする。

(ア) 入院患者用寝具

入院患者用寝具（一般病床） 488 床

入院患者用寝具（感染症病床） 10 床

(イ) 外来患者用寝具及び、職員用寝具

外来患者用寝具 10 床

職員用寝具 47 床

- (2) 延べ入院患者数、外来患者用寝具延べ供給組数、職員用寝具延べ供給組数は次のように想定している。（あくまで想定であり、保証するものではない。）

（一日当たり）

延べ入院患者数	420
外来患者用寝具延べ供給組数	10
職員用寝具延べ供給組数	30

<参考> 令和6年12月～令和7年11月の実績

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
延べ入院患者数	13,287	14,233	12,926	13,484	12,289	12,845	12,259	11,759	12,175	12,008	12,648	13,318
入院患者数	1,090	1,135	1,030	1,107	1,091	1,072	1,200	1,209	1,153	1,123	1,170	1,175
退院患者数	1,125	1,028	1,033	1,165	1,049	1,126	1,198	1,189	1,161	1,115	1,177	1,161
平均在院日数	11.8	13.0	12.5	11.9	11.5	11.6	10.2	9.7	10.5	11.0	10.9	11.7
病床稼働率	86.1%	92.2%	92.7%	87.3%	82.3%	83.2%	82.1%	76.2%	78.9%	80.4%	81.9%	89.1%

5 洗濯、補修、更生の基準等

- (1) 寝具類の洗濯、補修、更生は、別表2・別表3・別表4に掲げる基準に従って行い、清潔かつ衛生的なものを常に供給することとし、寝具類のうち汚損の程度が甚だしく、再使用に耐えないと病院が判断した物については、その都度新品と交換して供給することとする。
- (2) 汚染度の高い寝具類については、病院は賃貸人の了解を得たうえで、病院内において処分を行うことができる。
- (3) 賃貸人は平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い、寝具類を適正に処理しなければならない。
- (4) 賃貸人は、MRSA患者が使用した掛布団、枕、肌掛布団については、エチレンオキサイドガス滅菌消毒以上による処理を行うこととする。

6 感染の危険等のある寝具類の取扱い

- (1) 血痕、膿分泌物、糞便等に汚染されたウイルス感染の危険のある寝具類は、病院でビニール袋等に入れた状態で回収場所に置くので、賃貸人は開封することなく病院から搬出するものとする。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体に汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)についての消毒等は、病院が処理・実施するものとする。
- (3) 診療用放射性同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、病院において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し、安全性を確認するものとする
- (4) 賃貸人は、汚染物と仕上完成品とを完全に分離し、仕上完成品が細菌等により汚染されないよう十分に注意すること。

7 搬入、搬出

寝具類の供給を実施するにあたり、病院内における搬入、搬出方法は、次のとおりとし、このために要する費用は賃貸人の負担とする。

- (1) 定期的な搬入、搬出(以下「定期搬入出」という。)については、病院の指定する日時及び場所に必要数量を搬入するとともに、使用済の寝具類を病院の指定する場所から搬出することとする。なお、定期搬入出の日は原則として病院と協議して決定する一定の日時(土日祝日を除く月曜日から金曜日の週5日を原則とする)であるが、これにより難しい場合は必要に応じ調整

することとする。

- (2) 寝具類の搬入、搬出に際しては病院と連絡を密にし、その指示に従うこととする。
- (3) 寝具類の回収及び搬入出等に使用する回収容器及び搬送用具等については、賃貸人が用意するものとする。
- (4) 寝具類の使用場所は病院内とし、病院までの往復に要する運送費は、全て賃貸人の負担とする。

8 在庫の確保

病院は、5（1）に定める寝具類の洗濯、補修、更生を行うために必要な寝具類の在庫数量を確保するものとし、賃貸人は、これに必要な寝具類を提供しなければならない。

9 寝具類の保管

賃貸人は、一定期間使用しない寝具類の保管を病院から依頼された場合は、それら寝具類の全てを保管する義務を負うものとする。

10 監督、指導

- (1) 賃貸人は、寝具類の洗濯、補修等の方法及び供給業務全般について、病院の監督、指示に従い、監督官庁の定める寝具設備の基準に合致するよう、必要な措置を講ずる義務を負うこととする。
- (2) 賃借人は、契約の適正な履行を確保するため賃借人が必要と認めるときは、賃貸人が搬入する寝具類の検査はもとより、賃貸人の設備、倉庫、洗濯、修理等に関する立ち入り調査を行うものとし、賃貸人はこれに応じるものとする。
- (3) 賃貸人は、前項の調査の結果、不合格となり、賃借人から業務の補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行うとともに、賃借人の再検査を受けなければならない。

11 支払方法

- (1) 毎月末締切りとし、入院患者用寝具については、契約書に定める寝具類1組当たりの単価に、当該月延べ入院患者数を乗じて得た金額、外来患者用寝具については、契約書に定める寝具類1組あたりの単価に、当該月の外来患者用寝具延べ供給数を乗じて得た金額、職員用寝具については、契約書に定める寝具類1組当たりの単価に、当該月の延べ使用日数を乗じて得た金額を併せて本体価格（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、さらに100分の110を乗じて得た金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月額賃借料とする。
- (2) 定期交換及びそれ以外の汚染等による使用済み寝具の洗濯にかかる費用は、すべて1組の賃借料に含むものとする。

12 業務の引継ぎ

賃貸人は、この業務を履行期間の終了後、継続して賃貸しない又は履行期間中に賃貸できなくなった場合は、新たな賃貸人に対し業務が円滑にできるように寝具類の入れ替えを順次行う等の引継ぎを行わなければならない。引継ぎ期間は賃貸人と賃借人、新たな賃貸人との協議によって定めるものとする。なお、引継ぎに係る費用は、賃貸人及び新たな賃貸人が負担するものとし、その負担割合は両者の協議により決定するものとする。なお、賃借人が支払う月額賃借料は、履行期間のみ発生するものとする。

1 3 契約の解除

賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の遂行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (エ) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 役員等又は使用人が、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) この契約に定めた条件に違反したとき。

1 4 継続的供給

- (1) 賃貸人は、労働争議、天災地変その他の事情によって業務の遂行ができなくなった場合においても、寝具設備の実施が円滑に継続して行われるように、賃貸人に代わって契約の履行をすることを保証するため、契約保証人を定めなければならない。
- (2) 前項の契約保証人については、契約締結後速やかに、書面（業務代行保証書）を病院管理部経営課に提出することにより通知するものとする。

1 5 契約保証人の契約履行の確保

賃借人は、賃貸人が 1 3 (1) ～ (6) のいずれかに該当すると認められるときには、契約保証人に対し書面をもって契約の履行を求めることができる。

1 6 その他

- (1) 当初使用分については、履行期間開始までに用意し納入すること。
- (2) 賃貸人は別記「グリーン配送に関する特記仕様書」について遵守すること。
- (3) 賃貸人は、業務を履行するに当たり、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

- (4) 賃貸人は、本業務を財団法人医療関連サービスマーク振興会が行う「医療関連サービスマーク（寝具類洗濯業務）」の認定を受けている洗濯施設で実施すること。
- (5) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）その他関係法令で定める基準及び賃借人の指示に従い、常に衛生的かつ清潔に行うよう細心の注意を払い、適切に寝具類の洗濯、保管及び運搬を行わなければならない。
- (6) 妨害又は不当要求に対する届出義務
 - (ア) 賃貸人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - (イ) 賃貸人が（ア）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、（ア）の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

寝具仕様明細 (1組)

品名	数量	品質	寸法 (mm)	その他
掛布団	1枚	ポリエステル70% / アクリル30%	1500×2000	容量 1.4kg 程度
ベットパット 又は敷布団	1枚	T/C (65/35)	900×2050	中わた 400g 程度 ポリエステル 100%
	1枚	120本細布晒	1000×2000	木綿わた 5.5Kg 程度
キルトケット	1枚	ポリエステル70% /アクリル30%	1400×1900	中わた 0.5Kg 程度 抗菌、防臭加工
掛包布 (白無地)	3枚	綿100%又は T/C (30/70)	1500×2000	全覆 (横紐2ヶ所)
肌掛包布	3枚	同上	1500×2000	同上
敷布	3枚	綿100%	1830×3000	平式
枕	1個	同上	300×450	ストロークッション
枕カバー	3枚	同上	430×680	封筒型

注1：上記の仕様と同等以上のものであること。

注2：医療上ベットパットに代えて敷布団を必要とする場合には提供できること。

(医療上必要な場合のみ使用するので、最大限の数量は必要ない。)

入院患者用寝具類の洗濯、補修、更生の基準

品 名	回 数	洗濯、補修、更生の基準
掛布団	年 1 回	洗濯、補修
肌掛布団	年 1 回	洗濯、補修、起毛
枕	年 1 回	側洗濯補修、中身加熱処理、仕立直し
ベッドパット 又は敷布団	年 1 回	洗濯、補修、仕立直し
掛包布	週 1 回	洗濯、アイロン仕立、補修
肌掛包布	週 1 回	同上
敷布	週 1 回	同上
枕カバー	週 1 回	同上

ただし、下記の場合は都度対応することとする。

1. 退院した患者の使用した寝具類は、その都度交換・洗濯又は補修すること。
2. 新規入院患者には、交換・洗濯又は補修等を行った寝具類を常に用意すること。
3. 病院内において、転病棟により退出した患者の使用した寝具類についても、その都度交換・洗濯又は補修等を行うこととする。
4. 汚損が著しい場合又は病院が必要とする場合は、その都度交換・洗濯又は補修等を行うこととする。
5. その他、定めのない事項については、その都度協議する。

外来患者用寝具類の洗濯、補修、更生の基準

品 名	回 数	洗濯、補修、更生の基準
掛布団	年 1 回	洗濯、補修
肌掛布団	年 1 回	洗濯、補修、起毛
枕	年 1 回	側洗濯補修、中身加熱処理、仕立直し
ベッドパット 又は敷布団	年 1 回	洗濯、補修、仕立直し
掛包布	使用時	洗濯、アイロン仕立、補修
肌掛包布	使用時	同上
敷布	毎日	同上
枕カバー	毎日	同上

ただし、下記の場合は都度対応することとする。

1. 汚損が著しい場合又は病院が必要とする場合は、その都度交換・洗濯又は補修等を行うこととする。
2. その他、定めのない事項については、その都度協議する。

職員用寝具の洗濯、補修、更生の基準

品 名	回 数	洗濯、補修、更生の基準
掛布団	年 1 回	洗濯、補修
肌掛布団	年 1 回	洗濯、補修、起毛
枕	年 1 回	側洗濯補修、中身加熱処理、仕立直し
ベッドパット 又は敷布団	年 1 回	洗濯、補修、仕立直し
掛包布	使用時	洗濯、アイロン仕立、補修
肌掛包布	使用時	同上
敷布	使用時	同上
枕カバー	使用時	同上

ただし、下記の場合は都度対応することとする。

1. 汚損が著しい場合又は病院が必要とする場合は、その都度交換・洗濯又は補修等を行うこととする。
2. その他、定めのない事項については、その都度協議する。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NO_x・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(別記)

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。